

鳥取県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ぼやーじゅ	居宅介護支援事業所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	平成22年10月1日